



指定法人への指導監査結果について

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

指定法人への指導監査結果について

- 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、戦没者の遺骨の情報収集・遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる者として、厚生労働大臣が一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会を指定している。
- 厚生労働省では、指定法人に委託している戦没者遺骨収集等事業について、毎年1回指定法人の事務所へ立ち入り、法令等に基づき適正に実施されているかについて指導監査を実施している。

1 令和5年度指導監査結果（概要）

(1) 有識者会議における構成員からの助言・意見への対応状況

令和4年度第2回有識者会議（令和5年3月1日開催）及び令和5年度第1回有識者会議（令和5年7月19日開催）での構成員からの助言・意見を踏まえた指定法人の対応状況。

(2) 令和4年度指導監査における指摘事項への対応状況

令和4年度指導監査（令和4年9月7日、8日実施）において厚生労働省が指定法人に対して指摘及び助言を行っており、当該指摘を踏まえた指定法人の対応状況。

(3) 令和3年度指導監査における指摘事項への対応状況（フォローアップ）

令和3年度指導監査（令和3年9月9日、10日実施）において厚生労働省が指定法人に対して指摘及び助言を行っており、当該指摘を踏まえた指定法人の対応状況のフォローアップ確認。

(4) 令和5年度指導監査における指摘事項

令和5年度指導監査（令和5年9月6日、7日実施）において厚生労働省が指定法人に対して行った指摘事項等。

2 令和5年度指導監査結果を踏まえた課題と対処方針

令和5年度指導監査（令和5年9月6日、7日実施）において把握した課題と対処方針。

1 令和5年度指導監査結果（概要）

指導監査日時

令和5年9月6日（水）～7日（木）

（1）有識者会議における構成員からの助言・意見への対応状況（令和4年度第2回・令和5年度第1回）

令和3年度の指定法人の事業実施状況に対して、令和4年9月7日、8日に指導監査を実施し、令和4年度第2回有識者会議（令和5年3月1日開催）において、その監査結果を報告。その際の構成員からの助言・意見に対する指定法人の対応状況は以下のとおり。

① 支出に関して契約に基づくものについては、業者の選定プロセスが適切になされているか。契約に基づいた役務提供なり物品購入などが行われているか。[竹内構成員]

- ➡ 会計規程細則で定めた基準に従い一般競争入札、随意契約手続を行っている。契約の一部について基準額を超えた随意契約に必要とされる理由書の作成漏れが見られたため、再度規程等の確認と整理を実施し、適切な契約手続を行うよう指導。[（※後掲 5頁 令和3年度指導監査における指摘事項への対応状況（フォローアップ） ②契約における規程等の整備）](#)

購入した物品に関しては担当者が契約書及び納品書と現物を確認、役務提供は主として派遣先となるので、各地域担当者が業務の完了を確認している。また現地調査員の作業に関しては随時報告書、領収書、写真で確認を行っている。

② 令和4年度の指導監査において仮払金の精算で一部精算行為が遅れたという口頭指摘があったことから、法人の実情に合わせて、精算期間が帰国後1週間より2週間のほうが望ましいのであれば、それは改定する必要があるだろう。[竹内構成員]

参考 後掲 4頁（令和4年度指導監査における「口頭指摘」海外派遣における仮払金の精算）

会計規程では、遺骨収集等海外での派遣団の所要経費は、概算額を算定し仮払金として派遣団の会計責任者へ支出し、帰国後1週間を目途に精算することになっている。令和3年度の一部の海外派遣（令和4年1月マリアナ諸島現地調査）において、会計責任者の仮払金の精算が帰国後1ヶ月間要していたため、会計規程に準じて適切に処理するよう指導。なお、国の海外派遣では帰国後2週間以内に精算することになっているため、実態を踏まえて、規程の改正を含め検討するよう助言を行った。

- ➡ 前回口頭指摘以降で精算行為が遅れた案件はないことを確認。新型コロナウイルスの収束に伴い派遣数が急増し、職員があまり間を置かず次の派遣に行くことが増えたため、短期間に精算を済ませられるよう派遣中に精算作業を進めており、1週間以内に精算が完了している。指定法人としては、現状1週間での精算処理ができていることから会計規程の改正は不要という見解であるため、改正はせず、今後も引き続き期限内に精算を完了させていることを来年度の指導監査、定例会議等で確認していく。

(1) 有識者会議における構成員からの助言・意見への対応状況（令和4年度第2回・令和5年度第1回）の続き

- ③ 仮払金の精算のときに支出の根拠となる書類が全て整備されているか。現場において不明瞭な支出がないかについてきちんと心証を得ていただきたい。[竹内構成員]

➡ 仮払金の精算に当たっては複数体制で領収書等の確認を行い、作業が完了した精算書類は派遣報告書とともに厚生労働省に提出されている。厚生労働省においても精算書類を精査し、疑義があれば指定法人に確認を行い、不明瞭・不適切な支出がないような体制を整えている。今回の監査時に仮払金の精算書を確認、支出案件ごとに根拠資料が整備されていた。

- ④ 業務の運営・執行について、各種規程やルール等を設けても、それを遵守しようとする組織文化がないと適切な運営・執行への改善は期待できないため、具体的な改善策を検討すること。[黒沢構成員]

➡ 職員の業務に対するモチベーションの向上などを期待し、令和5年度より人事評価を導入。実施にあたり職員各自が「目標設定シート」を提出し、上長と面談を実施して目標のすり合わせを行った。令和5年11月に自己評価を提出したうえで上長と面談後、評価を実施し、12月期末手当に反映させた。令和6年度以降は前年度の評価を6月、12月の期末手当に反映する。

その他、各種規程類はパソコンの共有領域に保管し、職員は随時参照できるようになっている。新規採用者には規程類一式を渡して総務担当者がレクチャーしているほか、既存の職員に対しても旅費規程・仮払金、派遣期間中の労務管理等に関して随時研修を実施し、知識の定着、コンプライアンスの強化を図っている。

(2) 令和4年度指導監査における指摘事項への対応状況

指定法人における令和3年度の事業実施状況に対して、令和4年9月7日、8日に指導監査を実施し、指摘を行った。厚生労働省からの指摘事項に対する指定法人の対応状況は以下のとおりとなっている。

令和4年度指導監査における「口頭指摘」

海外派遣における仮払金の精算（構成員から同様の指摘あり。前掲1頁②）

会計規程では、遺骨収集等海外での派遣団の所要経費については、概算額を算定し仮払金として派遣団の会計責任者へ支出し、帰国後1週間を目途に精算することになっている。

令和3年度の一部の海外派遣（令和4年1月マリアナ諸島現地調査）において、会計責任者の仮払金の精算が帰国後1ヶ月間要していたため、会計規程に準じて適切に処理するよう指導。

なお、国の海外派遣では帰国後2週間以内に精算することになっているため、実態を踏まえて、規程の改正を含め検討するよう助言を行った。

→ **改善済** 派遣中にもある程度精算を進め、現状1週間で精算が完了している。派遣が続くので、短期間に精算を済ませるように心がけている。（指定法人としては引き続き現行規程に基づき精算処理を行う方針）

令和4年度指導監査における「助言」

月次契約状況報告書の適切な作成

会計規程において、毎月整備するよう定められている月次契約状況報告書の記載内容を確認したところ、令和4年2月以降の月次契約報告書について、海外派遣における旅行業者選定の契約案件のみが記載されていた。

会計規程細則に定める適切な契約や支出がなされているかの確認を行う必要があるため、契約金額が少額（予定価格が80万円以下）を超える契約及び支出については、月次契約状況報告書に記載するよう助言を行った。

→ **要改善** 自動更新の契約、随意契約案件の記載漏れ等の不備があり、月次報告書に記載する対象案件の整理を行うよう指導し、指定法人において記載漏れの確認・修正を行った。契約管理チェックシートにより漏れの無いよう手続きを行う予定。

(3) 令和3年度指導監査における指摘事項へのフォローアップ確認

指定法人における令和2年度の事業実施状況に対する指導監査（令和3年9月9日、10日実施）への指摘に対し、昨年度に引き続き対応状況の確認を行った。フォローアップ確認によって改めて指摘した内容は以下のとおりとなっている。

令和3年度指導監査における指摘事項のうち、今回改めて指摘を行ったもの

①適切な物品の管理

- 令和3年度口頭指摘：一部の物品が複数年にわたって貸与されていたり、紛失・破損時の詳細な記録がなかったため、貸与した物品は所在や状態を定期的に物品管理者が確認し返却させるなど適切に管理するよう指導。また、物品が紛失・破損した際は理由書の作成や物品管理者に確認の上、修理や廃棄を適切に行うよう指導。
- ➡令和4年度監査結果：【改善済】貸与した物品は半期に一度物品管理者に返却させ状態確認を行うこと、紛失等があれば理由書を作成することを職員に対して周知した。また、物品管理者とは別に検査員1名を指名し、二重チェックを行う体制を整備した。令和3年度は10月と令和4年3月に物品の返却・状態確認を実施。
- ➡令和5年度監査結果：**要改善（追加指摘）** 半期毎に物品の返却・状況確認をしているが、派遣で借用したデジタルカメラを派遣後も数ヶ月間返却していないケースが確認された。派遣が続くという理由で返却せずにいることがないよう、改めて物品管理者を通じて周知するよう指導。 →指定法人の対応状況は次頁「口頭指摘」（2）

②契約における規程等の整備（構成員から同様の指摘あり。前掲1頁①）

- 令和3年度口頭指摘：会計規程では、正当な理由がある場合を除き、原則一般競争入札に付すこととされているが、一部の高額な契約について、「同じ会社に統一するため」との理由で随意契約が締結されていたり、契約書を取り交わしていない事例があるなど不適切な契約手続きが認められたため、随意契約とする場合や契約書を作成する場合の基準等をより具体的に定めた規程等を整備するよう指導。
- ➡令和4年度監査結果：【改善済】令和4年3月16日付で会計規程細則に「契約」に係る条文を追加。具体的には①一般競争入札又は指名競争入札による場合、②随意契約によることができる場合、③契約書の作成を省略することができる場合などにおいて、より具体的に金額の基準などを定めた。なお、今回の指導監査において、会計規程細則改正後の随意契約案件について、月次試算表（毎月の支出状況表）を確認したところ、一定の金額を超える随意契約は認められなかった。
- ➡令和5年度監査結果：**要改善（追加指摘）** 会計規程細則を改定し新たに定めた基準額を超える随意契約の一部について理由書の作成が漏れていた。規程類を再確認し、適切な手続きを行うよう指導。 →指定法人の対応状況は次頁「口頭指摘」（1）

※上記以外の令和3年度監査指摘事項（①文書指摘：理事会における議事録の不備、②口頭指摘：代表理事の職務執行状況の報告、③助言：手許現金の使用用途の限定については、適切に対応されており、特に問題は見受けられなかった。

(4) 令和5年度指導監査における指摘事項

指定法人における令和4年度（※一部令和5年度を含む）の事業実施状況に対して、令和5年9月6日、7日に指導監査を実施し、指摘事項等は以下のとおりとなっている。

口頭指摘

(1) 会計規則に基づいた契約手続きの順守

令和4年3月に会計規程細則の改正を行い、契約手続きに係る随意契約によることができる場合（少額随契）の基準額や基準を超えて随意契約をする場合の手続きを定めたが、今回の指導監査において、基準額を超える随意契約の一部について、随意契約の理由書が作成されていなかったため、これを作成するとともに、会計手続書類のチェックリストを作成するよう指導。

→ 対応 理由書の作成を周知徹底するとともに総務部において漏れがないか都度確認する。契約管理チェックシートにより漏れの無いよう手続きを行う予定。

(2) 適切な物品の管理

半期ごとの物品の返却・状況確認は実施されているが、派遣で借用したデジタルカメラを派遣後数ヶ月間返却していないケースが確認された。派遣が続くという理由で返却せずにいることがないよう、改めて物品管理者を通じて周知するよう指導。

→ 対応 借用物品については派遣終了後都度返却するよう周知徹底するとともに、物品管理者による管理簿の定期チェックを強化。

(3) 休暇取得の適正な手続き

出勤簿、休暇簿の突合をしたところ、一致しない事例が見られた。また、職員就業規則第33条（特別有給休暇）では「特別休暇期間中に休日が介在するときはその休日は特別休暇の日数に通算する」とされているが、休日を通算していない事例が見られた。以上の事例の修正処理を指示するとともに職員の規程への理解の徹底と、出勤簿、休暇簿等管理者のチェック体制を見直すように指導。

→ 対応 特別休暇期間中の休日の通算について改めて周知徹底するとともに、休暇申請の総務部のチェックを強化。

助言

(1) 振替休日の取得時期

振替休日について、職員就業規則第23条では「休日勤務後原則1ヶ月以内」に取得することとされているが、次の派遣や業務が立て込んでいるため3ヶ月後に取得したケースがあった。規程どおりに振替休日を取得できるように体制を整えることや必要に応じて規程の改正を検討するよう助言を行った。※国の週休日の振替は「休日勤務の日を起算日とする4週間前の日から8週間後の日までの期間」

→ 対応 規程の改正を検討する。

(2) 旅行命令の変更における旅行命令簿への変更決定日の記載

派遣期間中の事情変更（天候や新型コロナウイルス感染）により、旅行命令の変更が必要となった場合は、派遣団長が専務理事及び所属部長に電話、メール等で連絡をとり旅行命令変更を行っており、変更内容は旅行命令簿に記載されているものの変更した日付が記載されていないケースが確認された。旅費のキャンセル料にも関わる事項であることから必ず命令変更日を記載するよう助言を行った。

→ 対応 派遣のスケジュール変更については変更日の記載を徹底し、総務部において漏れがないか都度確認を行う。

2 令和5年度指導監査結果を踏まえた課題と対処方針

指定法人における令和4年度の事業実施状況に対して、令和5年9月6日、7日に指導監査を実施した。その際に把握した課題・対処方針は以下のとおりであり、適切に対応していく。

(1) 令和5年度指導監査において把握した課題

- ・ 令和4年度指導監査実施時の口頭指摘（海外派遣における仮払金の精算）については改善が図られていたが、助言（月次契約報告書の適正な作成）に関しては指摘後に改善の傾向が見られたものの、今回の監査では不備が見られた。
- ・ 令和3年度指導監査実施時の指摘事項について、令和4年度監査ではすべての事項で改善されたが、今回の指導監査で令和3年度の口頭指摘のうち2項目（①物品管理・②規程等に基づく契約手続）において改めて改善が必要な事項が確認された。
- ・ なお、指導監査の監査結果を報告した令和4年度第2回有識者会議（令和5年3月1日開催）および令和5年度第1回有識者会議（令和5年7月19日開催）において構成員から助言・意見をいただいていた事項のうち、上記同様に規程等に沿った手続きを行っていない契約が見られたため、改善が必要であると確認された。
- ・ 上記のほか、休暇手続き、振替休日の取得、旅行命令簿の記載に関して改善が必要とされる事項が確認された。

(2) 対処方針

- ・ 令和5年度の指導監査において、法令違反による文書指摘を行うような事例はなかったものの、業務運営上、違反の程度が軽微である口頭指摘と助言があった。
- ・ 特に過去の指導監査で指摘を受け改善された事項について、今回の指導監査で再度口頭指摘となったものもあったことから、チェックリスト作成等より具体的な対策を講じることや、定期的な改善状況の報告等を求め、適正な業務運営が行われるよう継続的かつ効果的な指導を行うこととする。
- ・ 令和4年度第2回有識者会議、および令和5年度第1回有識者会議における構成員からの助言・意見に対する指定法人の取組状況については、今回指摘・助言を行った事項も含め、引き続き対応状況の確認を行うとともに、見直しが必要な場合には、改善が図られるよう随時指導を行うこととする。

(参考資料) 指定法人の概要

1 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号)概要

- ・平成27年9月11日、衆議院厚生労働委員長提出。同日衆厚労委・衆議院で可決(全会一致)、参議院は継続審議へ。
- ・平成28年2月18日、参厚労委可決、2月24日、参議院で施行日の修正を経て可決(全会一致)、衆議院へ回付。3月23日、衆厚労委可決、3月24日、衆議院で可決、成立(全会一致)
- ・令和5年5月31日、改正法案を衆議院厚生労働委員長提出。6月1日、衆議院全会一致可決。6月9日、参議院全会一致可決、成立。

【国の責務】

- ・ 国が戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施
- ・ 平成28年度から令和6年度までの間を戦没者の遺骨収集の推進施策の集中実施期間とすること(令和5年改正法により令和11年度まで延長)
- ・ 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の円滑・確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣等と連携協力を図ること

【基本計画に基づく実施】

- ・ 政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本計画を策定【平成28年5月31日 閣議決定】【令和5年7月28日 基本計画の変更を閣議決定】
- ・ 政府は、地域の状況に応じた計画的・効果的な遺骨収集を実施

【実施法人の指定】

- ・ 戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とし、情報収集、遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人又は一般財団法人を厚生労働大臣が指定

【その他】

- ・ 政府の財政上の措置等
- ・ 情報収集及び分析
- ・ 関係国政府等の理解と協力
- ・ 鑑定等の体制整備

【厚生労働省設置法の改正】

- ・ 戦没者の遺骨の収集等を厚生労働省の所掌事務として法律上明示

【施行期日】

平成28年4月1日

2 戦没者の遺骨収集に関する活動を行う法人の指定

【法人の指定】

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、戦没者の遺骨の情報収集・遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる者として、厚生労働大臣が指定。

【指定日】 平成28年8月19日（同年10月事業委託、同年11月活動開始）

【指定法人名】 「一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会」

【指定法人の業務内容】

- ・ 戦没者の遺骨の情報収集
- ・ 未収容、未送還の遺骨の収容及び送還等

【指定の経緯】

- ・ 公募申請は1法人のみ
- ・ 厚生労働省の評価委員会にて申請内容について評価し、その結果を踏まえ、厚生労働大臣が指定。

【根拠法令】

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成28年法律第12号）（抄）

第10条 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

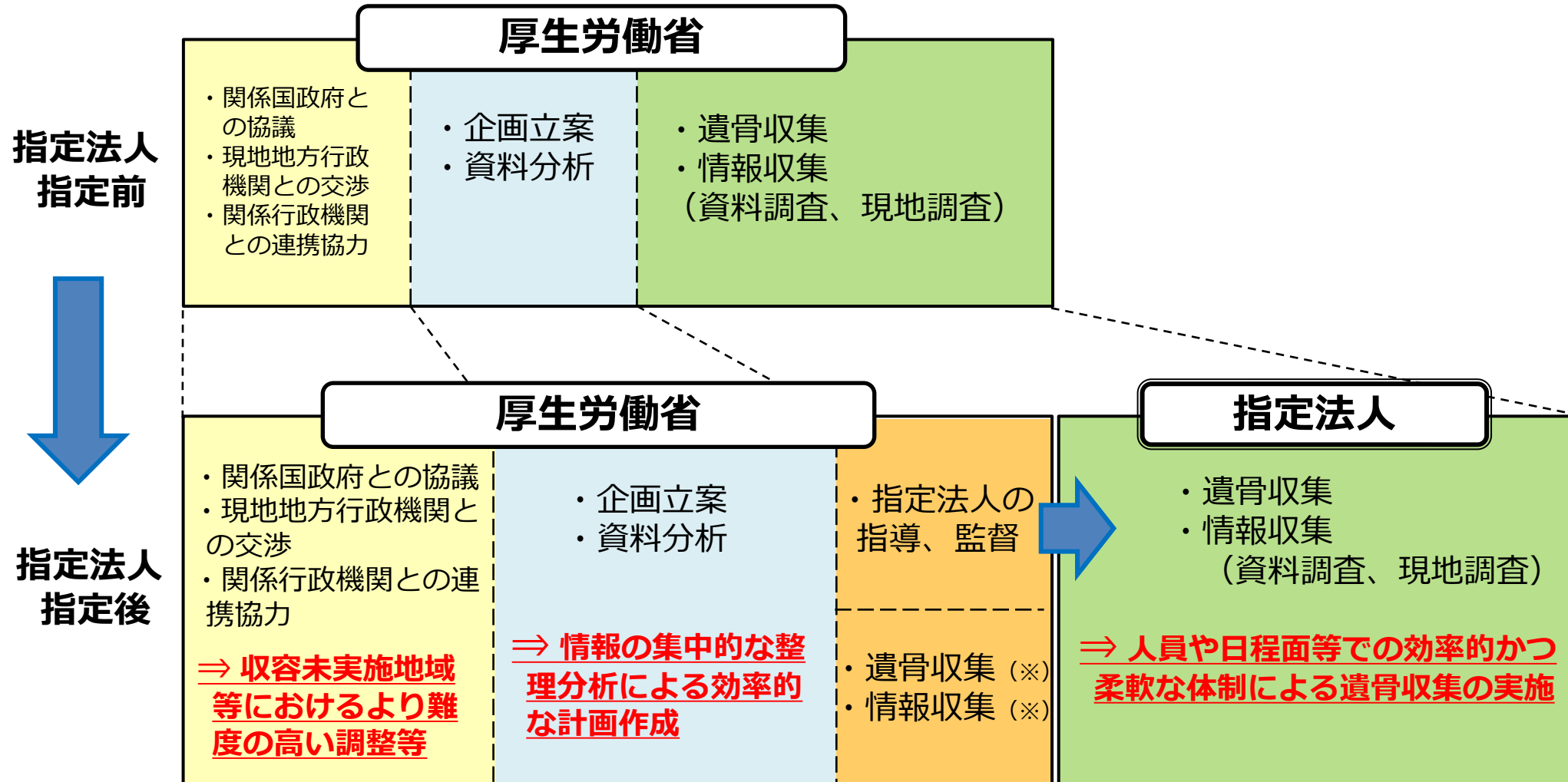
2～4 略

第11条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 戦没者の遺骨収集のために必要な情報を収集すること。
- 二 戦没者の遺骨であつて、いまだ収容され、又は本邦に送還されていないものを収容し、及び本邦に送還すること。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 厚生労働省と指定法人の役割分担

- 情報収集及び遺骨収集を一括して指定法人へ業務委託し、より効率的かつ柔軟な体制で事業を実施
- 厚生労働省は、企画立案等に加え、より難度の高い調整業務を行い、遺骨収集を推進



4 一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会の概要 ①

1. 目的

国が行う戦没者の遺骨収集及び関連する事業に対し、必要な協力を行うことによりこれらの事業の促進を図り、またこれらの事業を通して遺骨収集に関する諸外国の理解の促進及び国際親善の増進に寄与すること。

2. 設立

平成28年7月1日

3. 所在地

東京都港区西新橋1丁目4番14号 物産ビル3階（令和6年3月18日移転） （ホームページ：<http://jarrwc.jp/>）

4. 事業

- (1) 国が行う戦没者の遺骨収集事業において、国から受託した事業
- (2) 戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集事業
- (3) 戦没者の慰霊事業に協力する関係各団体間の連絡調整業務
- (4) 戦没者の慰霊事業に関連した国際交流の促進
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

5. 社員（13団体）

一般財団法人 日本遺族会

一般財団法人 全国強制抑留者協会

全国ソロモン会

特定非営利活動法人 太平洋戦史館

特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団

小笠原村在住硫黄島旧島民の会

公益社団法人 隊友会

公益財団法人 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会

東部ニューギニア戦友・遺族会

水戸二連隊ペリリュー島慰霊会

硫黄島協会

特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会

特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会

5 一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会の概要 ②

6. 役員

役職	人数	職務権限等
会長	1名	一般法人法上の代表理事。この法人を代表し、法人の業務を執行する。
副会長	1名	一般法人法上の代表理事。会長を補佐する。
専務理事	1名	一般法人法上の代表理事。会長、副会長を補佐し、主に以下の職務を行う。 ① 事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書の作成 ② 財産の管理及び会計処理 ③ 事務局職員（臨時職員）の任免 ④ 理事会から委託された事項の処理 ⑤ 理事会の承認が必要な規則、規程等の原案作成 等
理事	8名	理事会を構成し、定款等で定めるところにより、法人の職務を執行する。
監事	2名	主に以下の職務を行う。 ① 理事の職務、法人の業務及び財産状況の監査 ② 社員総会及び理事会で意見を述べること ③ 理事の不正行為等の報告等

【役員一覧】

会長（代表理事）	水落 敏栄	一般財団法人 日本遺族会会長
副会長（代表理事）	眞野 章	一般財団法人 社会保険協会会長
専務理事（代表理事）	竹之下 和雄	常勤役員
理事	伊藤 隆	公益財団法人 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会常務理事兼事務局長
理事	森本 浩吉	東部ニューギニア戦友・遺族会事務局長
理事	崎津 寛光	全国ソロモン会事務局長
理事	市原 直	水戸二連隊ペリリュウ島慰霊会理事
理事	岩淵 宣輝	特定非営利活動法人 太平洋戦史館会長理事
理事	寺本 鐵朗	硫黄島協会会長
理事	赤木 衛	特定非営利活動法人 J Y M A 日本青年遺骨収集団理事（代表）
理事	藤井 貞文	公益社団法人 隊友会事務局長
監事	反町 佳生	特定非営利活動法人 J Y M A 日本青年遺骨収集団
監事	盛川 英治	一般財団法人 日本遺族会事務局長